

回答書

パーソナル系データ連携基盤構築等業務に係る質問について、以下のとおり回答します。

番号	資料該当箇所	質問事項	回答
1	- 仕様書 1 - 3 基本方針 (4) - 仕様書 2 - 3 パーソナル系データ連携基盤の要件	【質問の前提】 該当箇所にそれぞれ以下の記載がございます。 - 該当箇所① 「受注者は、データ連携のために必要となるパーソナル系データ連携基盤側のAPI等の開発・設計を行うものとする。」 - 該当箇所② 「(4) パーソナル系データ連携基盤のデータ連携及び仲介方式は、データ分散方式とする。」 ●APIの開発主体について - 分散型は、サービス同士で直接データ連携をするプラットフォームです。 ※プラットフォームではデータを持ちません。 - そのため、データ提供する側のサービスで開発するAPI（以下「サービスAPI」）必要です。 ※プラットフォーム側ではAPIを開発する必要が無いことが一般的です。 - プラットフォーム側でサービスAPIに対応するための開発が必要な場合がありますが、それはサービスAPIの仕様次第です。 ●APIの要件確定に必要なこと - サービスAPIの開発は以下の要素等により決まります。 ①データ連携項目 ②データ連携の頻度（日次、必要時にリアルタイム連携）…等 この連携内容は、データ提供側と受領側がその目的、サービス提供内容に応じて要件を調整する必要があります。 【質問】 上記前提であるため、データ連携基盤側でのAPI開発は不要です。 サービス側でのAPI開発は見積の対象外という認識でよろしいでしょうか。	サービス側のAPIの開発等は、今回業務の対象外です。なお、仕様書 2 - 3 (4) のとおり、サービスとのデータ連携については、サービス提供事業者との調整が必要であるため、連携するデータ項目等の詳細について、発注者、受注者、三朝町及びサービス提供事業者で協議し、決定します。そのため、データ連携基盤側の対応が必要になることも想定しています。
2	仕様書 1 - 3 基本方針 (5)	仮運用とはどのようなものになりますでしょうか。県民向けまで公開するのか、職員等の関係者	仮運用は、仕様書 2 - 3 (8) 運用要件に準じて運用しな

		にクローズした運用を考えているのかご教示頂ければと思います。	がら、運用・保守における課題等の発見・改善を行う期間と考えています。また、仮運用の段階で他のサービスとのデータ連携が行われているため、県民に向けて公開を予定しています。
3	仕様書 1－6 納入物 (1) 納入物の種類 仕様書 3 一般事項 (6) 著作権	【質問の前提】 ●該当箇所①記載の以下納入物についてです。 2 設計書 3 システム一式 6 操作マニュアル ・弊社が提案させて頂きたいと考えているのは、全国で共同利用しているプラットフォームです。 ・設計書・システム一式・操作マニュアルを納品することおよび、該当箇所②記載の以下内容必須であれば提案することができかねます。 ア 弊社から鳥取県様に著作権の半分の譲渡すること イ 弊社から著作権を譲渡した場合の著作人格権行使ができないこと ウ 弊社が他の自治体様等に提供する際に鳥取県様の同意を得る必要があること エ 「販売等収入分配契約」の契約締結 ●理由 ・既に複数の広域自治体・基礎自治体で提供中のサービスで、今後も提供エリアは拡大する予定です。 ・広域自治体に属する基礎自治体への個別提供が開始する際に、鳥取県様の同意が条件となると、提供中の自治体様との契約内容と齟齬が生じてしまいます。 ●共同利用型であれば鳥取県様において以下の大きなメリットがあります。 ・既存利用の自治体様での先進的な取り組みをご活用頂きさらに進んだ取り組みを実施して頂くこと ・他の自治体で開発された、ポータル、データ連携プラットフォームの機能向上のメリットを追加費用無で利用可能 ・新規で開発しないので、初期開発コストを	・サービス利用型の場合は、サービスの提供をもってシステム納品と考えています。設計書については、サービス提供に係る設定情報やプラットフォームの構成や機能などが分かる資料をご提供ください。また、操作マニュアルについては、オンラインマニュアルが掲載されている場合を除き、可能な範囲でご提供ください。 ・著作権について、仕様書 3 (6) 記載のとおり、納入物に従前の著作物が含まれている場合は、著作権の譲渡の対象外です。

		著しく抑えることが可能 【質問】 上記前提を踏まえ、システム納品と著作権の譲渡は無い前提でのご提案は可能でしょうか。	
4	仕様書 2-1 作業工程・概要	受講者の理解促進や操作習熟の観点から、対面（現地）での実施が望ましいと考えられますが、現地開催・オンライン開催のいずれかに関するご希望や制約事項がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	・現地開催・オンライン開催のいずれでも問題ありません。
5	仕様書 2-3 パーソナル系データ連携基盤の要件（4）サービスとのデータ連携	R8 年度以降に、今年度接続する 2 サービス以外のサービスが接続となった場合は、その API 等開発・設計費用は両者協議の上、ご請求できるものと考えてよいでしょうか。また、その前提で保守費には含まなくても良いでしょうか。	・お見込みのとおりです。
6	仕様書 2-3 パーソナル系データ連携基盤の要件（1）基本要件	ダッシュボードや API 管理機能などの詳細な要件の記載がないものについて、標準で提供出来ない要件が要件定義の中であった場合は運用等でカバーする形でも問題ないでしょうか。	・ダッシュボードや API 管理機能などの詳細な要件については、受注者と協議の上、決定する予定です。
7	入札説明書 13 落札者の決定方法等	【質問の前提】 該当箇所に以下の記載がございます。 記載内容 （1）入札価格の評価 鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の入札価格について、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。 ～中略～ （2）見積書の評価 提出された次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積書（様式第 6 号）の見積額について、次の式により換算し、点数（以下「評価点」という。）を与える。 ～中略～ （3）落札者の決定 予定価格の範囲内の入札書を提出したもののうち、（1）により算定された価格点及び（2）により算定された評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。 ・価格のみを評価する入札であると解釈致しま	・お見込みのとおりです。

		した。 ・ パーソナルデータ連携基盤の導入に当たっては、自治体への導入実績、サービスとのデータ連携開発実績等の経験が重要です。 ・ 主要な理由は以下です。 ①様々なユースケースに応じたサービス開発を基に、データ連携基盤の機能が強化される。 ②その結果として県民の皆様が享受するサービス内容に影響する。 【質問】 上記前提を踏まえ、見積書の補足資料として以下の様な内容を掲載しても一切評価には影響しないという認識でよろしいでしょうか。 ・ 自治体への導入実績 ・ サービス連携開発実績 ・ データ連携基盤機能等の情報 ・ ポータルの機能	
8	入札実施要領第7条	以下の記載がございますが、「予定価格」および「見積額」の金額の記載がありません。ご教授いただければと思います。 —————記載内容————— (評価基準) 第7条 落札者の決定方法は次のとおりとする。 (1) 入札価格の評価 鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の範囲内の入札価格について、次の式により換算し、点数(以下「価格点」という。)を与える。価格点の上限は100点とする。 (2) 見積書の評価 提出された次年度以降の運用保守に要する年間経費に係る見積書(様式第6号)の見積額について、次の式により換算し、点数(以下「評価点」という。)を与える。評価点の上限は200点とする。 評価点=200×(最低見積額(注)／見積額) ※小数点第2位以下を切り捨て	・ 予定価格は事前に公表しません。また、見積額は、入札参加者が提示した当該見積額になります。